平成２４年（フ）第１０４２５号
東京都江戸川区南葛西４丁目17―10―402　グランパルクＧ８
債務者　井野瀬　泉（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４２７号
東京都豊島区上池袋２丁目12―３―302
債務者　小西　竜人
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４２８号
東京都渋谷区西原１丁目17―10　ガーデンハイツ３―207
債務者　坂口　和代
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４３３号
東京都新宿区百人町１丁目15―20―103
債務者　水野　由紀
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４３７号
東京都江戸川区東葛西９丁目11―３―703
債務者　橋本　美和
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４３８号
東京都中央区月島３丁目26―17―807
債務者　甲斐　健司
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４０号
東京都八王子市館町2903　大賀運輸Ｋ・Ｋ社員寮
債務者　飯塚　基浩
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４１号
埼玉県所沢市大字山口907―12　ファミールＣ―202
債務者　清水　達巳
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１号
横浜市磯子区磯子２丁目７番３号
債務者　石田　優子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１０号
横浜市旭区二俣川２丁目29番地５　203号
債務者　諸我　公哉
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１４号
岡山市北区北方１丁目５番18号　ミニタウンあきら101号、旧住所広島県福山市引野町５丁目３番15―507号　健生館
債務者　松尾　貞幸
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１５号
岡山市北区表町１丁目１番45号　十全ビル304、旧住所広島県福山市引野町５丁目３番15―507号　健生館
債務者　成岡　佳奈（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５５６号
東京都世田谷区弦巻２丁目８－８―302
債務者　角谷　厚子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７０号
東京都足立区鹿浜５丁目24―１―507
債務者　菅原　正男
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２５号
東京都足立区東和３丁目18―11―802
債務者　小野寺千代
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後４時　東京地方裁判所民事第20部